

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和3年5月13日(2021.5.13)

【公開番号】特開2020-17280(P2020-17280A)

【公開日】令和2年1月30日(2020.1.30)

【年通号数】公開・登録公報2020-004

【出願番号】特願2019-137332(P2019-137332)

【国際特許分類】

G 06 Q 30/02 (2012.01)

【F I】

G 06 Q 30/02 3 9 8

【手続補正書】

【提出日】令和3年3月19日(2021.3.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

取引対象に対する質問を利用者から受付けるとともに、当該質問に関連する取引対象を紹介する紹介情報であって、電子商店街において当該取引対象を販売するコンテンツへのリンクが設定された紹介情報を当該質問に対する回答として当該取引対象の販売者から受付ける第1サービスから、当該紹介情報を取得する取得部と、

前記第1サービスとは異なるサービスであって、前記電子商店街に関するサービスである第2サービスのコンテンツを介して、前記紹介情報を利用者に提供する提供部とを有することを特徴とする提供装置。

【請求項2】

前記提供部は、それぞれ異なる取引対象に関する複数の紹介情報を前記利用者に提供することを特徴とする請求項1に記載の提供装置。

【請求項3】

前記取得部は、前記紹介情報として、当該紹介情報と対応する取引対象を前記電子商店街で販売する販売者によって投稿された情報を取得することを特徴とする請求項1または2に記載の提供装置。

【請求項4】

前記取得部は、前記紹介情報として、前記電子商店街とは異なるサービスを介して提供される紹介情報を取得することを特徴とする請求項1～3のうちいずれか1つに記載の提供装置。

【請求項5】

前記取得部は、利用者の質問と、当該質問に対する回答として当該質問に対応する取引対象を紹介する紹介情報とを提供するサービスに対して投稿された紹介情報を取得することを特徴とする請求項4に記載の提供装置。

【請求項6】

前記提供部は、前記取得部により取得された紹介情報のうち、利用者が入力した検索クエリと対応する取引対象に関する紹介情報を当該利用者に対して提供することを特徴とする請求項1～5のうちいずれか1つに記載の提供装置。

【請求項7】

前記提供部は、前記利用者が入力した検索クエリと対応する取引対象の検索結果とともに、当該検索クエリと対応する取引対象に関する紹介情報を提供する
ことを特徴とする請求項6に記載の提供装置。

【請求項8】

前記提供部は、前記取得部により取得された紹介情報のうち、利用者の属性と対応する取引対象に関する紹介情報を当該利用者に対して提供する
ことを特徴とする請求項1～7のうちいずれか1つに記載の提供装置。

【請求項9】

前記提供部は、前記取得部により取得された紹介情報のうち、利用者による取引対象の購買履歴と対応する取引対象に関する紹介情報を当該利用者に対して提供する
ことを特徴とする請求項1～8のうちいずれか1つに記載の提供装置。

【請求項10】

前記提供部は、前記電子商店街に関するコンテンツであって、取引対象の購入を受けるコンテンツ以外のコンテンツと共に、前記紹介情報を提供する
ことを特徴とする請求項1～9のうちいずれか1つに記載の提供装置。

【請求項11】

前記提供部は、前記紹介情報のうち、対応する取引対象の電子商店街における価値に応じて選択された紹介情報を提供する

ことを特徴とする請求項1～10のうちいずれか1つに記載の提供装置。

【請求項12】

前記提供部は、前記紹介情報のうち、対応する取引対象の販売数、価格、若しくは送料の少なくともいずれか1つに基づく価値に応じて選択された紹介情報を提供する

ことを特徴とする請求項1～11に記載の提供装置。

【請求項13】

前記提供部は、前記紹介情報のうち、対応する取引対象を販売する販売者の価値であって、前記電子商店街における価値に応じて選択された紹介情報を提供する

ことを特徴とする請求項1～12のうちいずれか1つに記載の提供装置。

【請求項14】

前記取得部は、前記紹介情報として、前記電子商店街とは異なる所定のサービスを介して提供される紹介情報を取得し、

前記提供部は、前記紹介情報のうち、前記所定のサービスにおける価値に応じて選択された紹介情報を提供する

ことを特徴とする請求項1～13のうちいずれか1つに記載の提供装置。

【請求項15】

前記提供部は、前記紹介情報のうち、前記所定のサービスを介して利用者に提供された際に、当該利用者を前記電子商店街において対応する取引対象を販売するコンテンツへと誘導した回数に基づく価値に応じて選択された紹介情報を提供する

ことを特徴とする請求項14に記載の提供装置。

【請求項16】

前記提供部は、前記紹介情報のうち、前記所定のサービスを介して利用者に提供された際に、当該利用者が前記電子商店街において対応する取引対象を購入した回数に基づく価値に応じて選択された紹介情報を提供する

ことを特徴とする請求項14または15に記載の提供装置。

【請求項17】

前記提供部は、前記紹介情報のうち、前記所定のサービスにおける評価に基づく価値に応じて選択された紹介情報を提供する

ことを特徴とする請求項14～16のうちいずれか1つに記載の提供装置。

【請求項18】

前記取得部は、利用者の質問と、当該質問に対する回答として当該質問に対応する取引対象を紹介する紹介情報を提供するサービスに対して投稿された紹介情報を取得し、

前記提供部は、前記紹介情報のうち、紹介情報の提供先となる利用者に関する情報と、当該紹介情報と対応する質問との関連性に応じて選択された紹介情報を提供することを特徴とする請求項1～17のうちいずれか1つに記載の提供装置。

【請求項19】

前記提供部は、前記紹介情報のうち、利用者が入力した検索クエリと対応する取引対象との共通性に応じて選択された紹介情報を、当該検索クエリと対応する取引対象の検索結果とともに提供することを特徴とする請求項1～18のうちいずれか1つに記載の提供装置。

【請求項20】

前記提供部は、前記紹介情報のうち、対応する取引対象に対して設定された送料が、前記検索クエリと対応する取引対象に対して設定された送料と所定の共通性を有する紹介情報を提供することを特徴とする請求項19に記載の提供装置。

【請求項21】

提供装置が実行する提供方法であって、
取引対象に対する質問を利用者から受付けるとともに、当該質問に関連する取引対象を紹介する紹介情報であって、電子商店街において当該取引対象を販売するコンテンツへのリンクが設定された紹介情報を当該質問に対する回答として当該取引対象の販売者から受付ける第1サービスから、当該紹介情報を取得する取得工程と、
前記第1サービスとは異なるサービスであって、前記電子商店街に関するサービスである第2サービスのコンテンツを介して、前記紹介情報を利用者に提供する提供工程と
を含むことを特徴とする提供方法。

【請求項22】

取引対象に対する質問を利用者から受付けるとともに、当該質問に関連する取引対象を紹介する紹介情報であって、電子商店街において当該取引対象を販売するコンテンツへのリンクが設定された紹介情報を当該質問に対する回答として当該取引対象の販売者から受付ける第1サービスから、当該紹介情報を取得する取得手順と、
前記第1サービスとは異なるサービスであって、前記電子商店街に関するサービスである第2サービスのコンテンツを介して、前記紹介情報を利用者に提供する提供手順と
をコンピュータに実行させるための提供プログラム。